

五十一

○政府委員(内務省) それは、百七十一号の法律はそういうふうな細かい計算を業者側にやらせる場合になつておるのでありますが、それを今度は官廳側で入れ替へる場合に予定額を算出する時にそれと似たような換作を官廳側でするということに今度は改正になるわけでございます。

○本内閣府 そうですね。官廳側は前に予定額を決める場合にはそういうことをやらなかつたのですか、決める必要はなかつたのですか。

○政府委員(内務省) 官廳側におきましては従来同じようなことをやつておつたのですが、今度は政令でそれをはつきり議おう、こういうことでございます。

○田田英雄君 この第九條の二項中一、二號を削るといふ改正ですが、これはよく読んで見なければいけません、分らないのですが、前の方はいろいろな手続きを省略する、簡単にするよううに見えろるのですが、この九條の一、及び二號を削るといふと、第一條の但書全部が適用されるのであつて、何か却つて面倒になるように見えるのですが、これはどういふ改正ですか。

○政府委員(内務省) これは九條の方は支拂請求内訳書というものを細かく書くということになつておるのであります。そこに規定してあるものについてはその規定にない、こゝにあるのであります。第一條の但書に書いてあります。第一條の但書に書いてあります。第一條の但書に書いてあります。

○田田英雄君 それでは今まで一、二號は要らなかつたが、この三號もいふやうに承してよろしいですか。

○政府委員(内務省) そういふこととす。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 最近土木事業で以て、進駐軍関係の建築等においてこの不正手段による支拂請求が非常にやましくなつたので、業者はどうしても賄賂はできかねるというやうな問題が起つておるのです。そうしてそのやうな場合に、誰も引受けなない場合には政府はどんなやうな方策で以てその責任を果たすことができるかという点ですが、これについてどういふやうにお考えですか。

○政府委員(内務省) 原則としたしまして、その仕事を出します場合には、入札を行つたものであります。入札は二度やりまして、二度とも落ちないというやうな場合には、隨意契約というところで、業者と話し合ひで仕事を引受けて貰う、こういうことになつております。

○委員(内務省) そういふ場合に、いわゆる御でいふ「計算をしないで」はならないという原則があるにも拘らず、御でいふ「行けない」といふ結果、数量を余計に増すかどうかというやうなこともその場合には認められる、こゝういふことになるのですか。

○政府委員(内務省) 政府といつたしましては御でいふ「全部で」といふ考え方でございまして、そういうことは認められないことになつております。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 説明に、公債として取扱つて決して政府收支の不当を来さないといふことはどういふことを意味するのですか。

○政府委員(内務省) 言葉が少し悪いかもしれませんが、この百七十一号の法律の精神に違反しない、こゝういふことでございまして。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

○委員(内務省) 外に御質疑はありますか。

米倉 龍也 波多野 鼎
油井賢太郎 木内 四郎
黒田 英雄 玉屋 喜章
西川基五郎 九鬼教十郎

○委員(内務省) 御署名はこれでございますか。なしと認めます。

○委員(内務省) 次は請願及び陳情に関する小委員長の御報告を願ひたいと思ひます。

○九鬼教十郎 小委員会におきましては四月十三日及び十五日に行われし請願、陳情の小委員会における結果を御報告申し上げます。採択しましたものは二十四件でありまして、主として主税局、銀行局関係の分でありまして、陳情第二十九号「税制改正に関する陳情」内容は行政整理を断行して、租税負担を軽減し、税源の涵養と現行税制の適正公正な運用とによりまして、租税収入の確保を図り、又徴税機構及び方法を合理化して、併せて各種納税上の方法を講じ、納税者の十分なる理解と協力の下に納税の円滑を期することができるようせられたいという陳情でありまして、妥当なものとして採択したのであります。

次に請願の第四百二十二号「銀メッキ洋食器の物品税減免に関する請願」であります。この請願の趣旨は洋食器の銀メッキは衛生の見地からしまして是非必要であり、國の内外から需要も多いが、業界は高率の物品税のため深刻な影響を受けておるのでありまして、この実情に鑑みて、一本三十円以下のものは無税とし、それ以上に対しましては百分の二十の税に低減せられたいという御趣旨でありまして、輸出振興

のために本産業を維持する必要があるため、やはり採択することに決しました。

次に請願の第四百四十三号であります。これは「きせるの物品税免税点引上げに関する請願」でありまして、先きにきせるに対する物品税の免税点が設置せられて以来、資材物價の高騰、資金の上昇のために業者はその販賣價格の値上げも止むを得ない現状であります。これに伴つて物品税も引上げられることは購買力の減退となり、一本金十円の免税点は有名無実となるのでありまして、三十四円までこれを引上げられたいという請願でありまして、経済変動に伴ひ適當な措置としてこれを採択したのであります。

次に請願の第四百四十四号、同じく第四百七十九号「阿蘭陀」と一製茶の物品税廃止に関する請願」であります。この趣旨は製茶は重要な輸出品として又國民保健上にも重要な農産物であります。各種の茶に高率な物品税が課せられておるのであります。それで茶の價格を暴騰せしめ、輸出にも大なる支障を及ぼしておるのであります。茶業の健全なる発達を阻害する見地からして物品税を廃止せられたいと、こゝういふ趣旨の請願でありまして、輸出振興上重要なものであるとして採択したのであります。

次に請願の二百六号及び三百八十号であります。共に「高等学校教育用ラジオ受信機購入の際の物品税免除に関する請願」であります。放送教育の重要視せられる今日、小中学校のラジオ購入の際の物品税は免税されておるに拘わらず、高等学校の購入の際には、これを課税しておるのであります。

のたために本産業を維持する必要があるため、やはり採択することに決しました。

次に請願の第四百四十三号であります。これは「きせるの物品税免税点引上げに関する請願」でありまして、先きにきせるに対する物品税の免税点が設置せられて以来、資材物價の高騰、資金の上昇のために業者はその販賣價格の値上げも止むを得ない現状であります。これに伴つて物品税も引上げられることは購買力の減退となり、一本金十円の免税点は有名無実となるのでありまして、三十四円までこれを引上げられたいという請願でありまして、経済変動に伴ひ適當な措置としてこれを採択したのであります。

次に請願の第四百四十四号、同じく第四百七十九号「阿蘭陀」と一製茶の物品税廃止に関する請願」であります。この趣旨は製茶は重要な輸出品として又國民保健上にも重要な農産物であります。各種の茶に高率な物品税が課せられておるのであります。それで茶の價格を暴騰せしめ、輸出にも大なる支障を及ぼしておるのであります。茶業の健全なる発達を阻害する見地からして物品税を廃止せられたいと、こゝういふ趣旨の請願でありまして、輸出振興上重要なものであるとして採択したのであります。

次に請願の二百六号及び三百八十号であります。共に「高等学校教育用ラジオ受信機購入の際の物品税免除に関する請願」であります。放送教育の重要視せられる今日、小中学校のラジオ購入の際の物品税は免税されておるに拘わらず、高等学校の購入の際には、これを課税しておるのであります。

のたために本産業を維持する必要があるため、やはり採択することに決しました。

次に請願の第四百四十三号であります。これは「きせるの物品税免税点引上げに関する請願」でありまして、先きにきせるに対する物品税の免税点が設置せられて以来、資材物價の高騰、資金の上昇のために業者はその販賣價格の値上げも止むを得ない現状であります。これに伴つて物品税も引上げられることは購買力の減退となり、一本金十円の免税点は有名無実となるのでありまして、三十四円までこれを引上げられたいという請願でありまして、経済変動に伴ひ適當な措置としてこれを採択したのであります。

次に請願の第四百四十四号、同じく第四百七十九号「阿蘭陀」と一製茶の物品税廃止に関する請願」であります。この趣旨は製茶は重要な輸出品として又國民保健上にも重要な農産物であります。各種の茶に高率な物品税が課せられておるのであります。それで茶の價格を暴騰せしめ、輸出にも大なる支障を及ぼしておるのであります。茶業の健全なる発達を阻害する見地からして物品税を廃止せられたいと、こゝういふ趣旨の請願でありまして、輸出振興上重要なものであるとして採択したのであります。

○農田実地調査 それでは今まで一号、ありませんか。
○委員(櫻井内閣) 外に御質問は
多敷見者あり
伊藤 保平 小高山常吉
では百分の二十の税に四割減されたという御趣旨でありまして、輸出振興

す。同様趣旨で以て高等学校も義務教育ではないが、教育の振興上免税にせられたという請願であります。共に妥協なものと見てこれを採択したのであります。

次に請願の第二百六十二号「水あめの物品税減額に関する請願」であります。水あめは現在統制になつておりますが、高率の物品税が課せられておるのであります。然るにこの水あめは横行しておりました。物品税を半額程度に引下げられれば、これに対して対抗できない。それによつて闇を抑え、却つて税収を上げることができるといふ趣旨の請願であります。妥協であるとしてこれを採択したのであります。

次に請願三百三十二号「人工甘味料の物品税引下げに関する請願」であります。本件は高率の物品税のために、やはり闇製品が氾濫して、正統業者が企業不能に陥つておる。それでありまして、これに対して減税をせられたいといふ趣旨の請願であります。むしろこれによつて税収を上げることができるといふ結果になりますので、これも妥協なものと見て採択した次第であります。

次に請願の三百三十三号「児童乗物の物品税引下げに関する請願」であります。児童の乗物は、現在育児上必要であり、又小運搬車として家庭においてもこれを利用しておるのであります。したが、免税点を三千円に引上げられ更に物品税減額を一例に引下げられたという趣旨の請願であります。児童乗車法などの施行されておる今日、これと並んで税法上の措置を採られることは必要と考へて採択したのであります。

次に請願の第四百六号及び第四百七号「絹人絹織物消費税の引下げに関する請願」であります。絹、人絹の公定価格は高騰しておる上に、四割という高率の物品税が課せられておるのであります。購買力がともに減少しておる現状であります。消費税を前同引上げ以前の二割五分とするか、綿スワ類と同率の一割にせられたいという請願であります。今日の経済状態に鑑みまして、妥協なるものとして採択いたしました。

次に請願二百二十一号「これは「美容取引高税廃止に関する請願」であります。美容師は國民大衆の衛生思想の普及者として働き、その上勤勞婦人に経済的な支援をなす技術者であり、勤勞の報酬によつて生活をするものであります。美容取引高税を撤廃せられたいという趣旨の請願であります。男子の美容業が撤廃されておるのでありますから、同様女子の美容業もこれを撤廃することが妥協であるという趣旨の請願であります。税制の一部改正につきましても、これが撤廃されておるよりな次第でありますので、これも妥協なものと見て採択した次第であります。

次に請願六十二号「福島縣熱海町を郡山税務署管内に移管せられたい」という請願であります。福島縣熱海町は、すべての面におきまして、郡山市との連絡が必要であり、又便利であるので、郡山税務署管内に移管せられたいという趣旨であります。觀察者の意見によりまして、これが妥協であるとして採択した次第であります。

という御意見がありましたので、同様採決することに決定いたしました。次に請願八十二号は「福島縣石川町に税務署設置の請願」であります。本件は、石川町は商業経済の中心地であり、税務署がなく、不便であるので、その中心たる石川町に税務署を設置せられたいというのであります。徴収及び納税を便ならしめるため採択したのであります。

次に陳情の七十三号「税金決定に関する紛争処理機関設置等の陳情」陳情第九八号「國稅徵收關係法令の改正に関する陳情」の二件は、徴税に当り、査定に關し紛争が各所に生じ、社会思想上悪影響を及ぼしておるので、國稅徵收關係法令を改正して紛争処理機関を設置せられたいというのであります。民主的徴税を可能ならしめる必要がありとして採択した次第であります。

次に請願の二百二十号陳情の三十号、この二件は、炭鉱向け資材の支拂に關し、ひも付融資方法を活用せられたいという請願であります。最近炭鉱経営不振のため、炭鉱向け資材の未拂金七十五億円に達してありまして、その影響するところ大なるものがあります。ひも付融資の方法を活用せられたいとの趣旨でありまして、基礎産業の重要性に鑑みまして採択することにした次第であります。

○委員(櫻井内閣) 御異議なしと認めてさうに決定をいたします。

○委員(櫻井内閣) 次は酒税法等の一部を改正する法律案及び揮発油税法についての御審議をお願いいたします。

○小川友三君 酒税法で、大分下るのであります。非常に結構なことでありまして、税収面から見まして、これだけ下げたとしても、予期通りの税収が果してあるかということが心配なのであります。金廻りが非常に一般大衆が悪くなつておりますので、このくらい下げた程度で果して政府が予期する程度の税収があるかということにつきまして、政府の御答弁をお願いする次第であります。

それから委員長さんから一括して揮発油の方につきましてちよつとお伺い申し上げます。車に使う油が大分高くなつておりますが、併し高くなつても結構ですが、果して本年度において車に使う揮発油は増産されるのかどうか、特に議院に配給せられる量がほんの少しでありますけれども、この法案が成立しますと、議院には、或いは委員長さん用には何倍か多いの増配になりますか、依然として増配はしない。増配はしないならば、私は無論反対しますが、税金は上げた、配給量は依然としてこれだというようにならないかをやるのかやらないのか。これにつきまして取敢ずお伺い申し上げます。

○政府委員(山本第一郎君) 只今の最初の方の御質問に先ずお答えを申し上げます。本年度の酒税の収入見積額は六

百五十億であります。本年度内に供給されず基準数量を申しまして、百六十萬石の酒の中の約四十五萬石を労働者、農村業の配給に廻しまして、残りは家庭配給を廃止いたしました。全部自由販賣にするという計画に相成っております。それでその場合にその全部の酒が丁度賣れるという大体的見当の値段で最終価格を抑えまして、その税率を逆算しましてやつておるわけでありまして、従いまして今後又干甘諸その他の原料の増加も期待できることである。六百五十億の歳入は十分確保できるではないか、こう考えておるような次第でございます。

それから第二の御質問の揮発油税の關係でございますが、今度揮発油に課税いたしましたのは、提案理由の説明において申し上げた通り、揮発油に對して現在の市場価格等から考えまして、相当弾力性ありと認めたことによつておるのでございますが、揮発油一キロ、例えばトラックについて申しまして、一キロ走るのに要する燃料について申し上げますと、ガソリンでございまして、一六〇という指数に相成りますので、ガソリンに對して外の代用燃料との關係においては、そう不均衡でないというふうに認めた次第でございます。尚どれくらいの配給があるかという御質問でございますが、これは私共の方で或いはお答えしていいか、或いは経済安定本部の方からお答えするのが筋ではないかと存じます。が、私共が経済安定本部について聞いておりますところでお答えいたしますと、昭和二十三年計年度におきましては、揮発油の配給計画の総量は三十一萬九千キロリットルであつたのでござ

います。今年の計画は四十一萬八千キロリットルでございます。最小限度の可能性の見積りいたしましたとしても、三十六萬キロリットル程度は入るであらうというふうに見ております。それによつて、今度の揮発油税の大体的な税収見積りを四十億という見積りをいたしたような次第でございます。そのうちが、官廳用等になるわけでございます。官廳用の中に議會、その他の用も入るわけでございますが、只今申し上げましたような状況でございますので、若干官廳用も殖えて参る、こう存じます。

○小川友三君 若干殖えるという御答弁でございますが、アメリカの三大石油会社は、日本の石油会社である丸善石油とか昭和石油、日本石油等に大きな契約がすでに成立したしておるのではありませんか。そして、アメリカから来る原油、並びにガソリンの量は昭和二十三年計年度から見れば、遙かに数倍する揮発油が入つて来ることに決定いたしました。それで、それにこゝうした課税をした場合には四十億を遙かに突破しまして、百億以上の税収入が見込まれるというのが、これは新しい見方でありまして、そこで、政府はそうしたことを詳細に御調査を賜わります。日本の石油会社が、アメリカの三大石油会社と契約したその量をよく御調査下さいまして、このガソリン税が政府が四十億を税収の目的とするならば、かくのごとく引上げなくとも、十分に間に合ふのであります。現在までの税収入においても、四十億を突破するだけの税収入は勿論あります。こゝういふ点につきまして、御調査をなすつたかどうか、それにつきま

して御答弁を願います。

○政府委員(山本第一郎君) 只今申し上げました揮発油の配給計画の数字は、國內で産します揮発油というものは極く僅かでございますから、主として輸入されたものでございまして、只今申し上げました数字は全部安定本部の需給計画によつておるものでございまして、輸入も大体的計画見通しによりまして計算したもので、正しいものだと思つております。

○小川友三君 安本の何年何月の調査でありますか、先月の調査ですか。先月の調査が一新新らしいのですか、その前の、去年の秋あたりの調査にやゝありませんか。

○政府委員(山本第一郎君) 極く最近の調査でございます。

○小川友三君 極く最近では分りません。半年前も極く最近に入ります。

○政府委員(山本第一郎君) 半年前ではございせん。

○小川友三君 先月の末日の調査ですか。

○政府委員(山本第一郎君) 先月の末日ではございせんが、先月の初めの調査でございます。

○小川友三君 先月の末までに大きな取引契約が日本の石油会社と成立いたしております。その量は昭和二十三年計年度の数倍であります。これを調査して頂きましたならば、ガソリン税は全然上げなくても四十億を突破する税収はあります。それをこの次の委員会で結構です。是非御報告を賜わりたいと思つております。

四十一萬八千キロリットルの一部分として輸入されたものではないかと存じます。尚、十分取調べて御報告を申し上げます。

○小川友三君 ちよつと関連します。輸入されたという事は昨日までの話ですね、輸入されたという言葉は過去の話ですが、この立法は昭和二十四年度全体を通じての税収ですから、昭和二十四年度末までに輸入される量というものは昭和二十三年の税収の倍の石油が入つて来るのです。そうした場合にこの率で参りますと、百億を突破してしまふ税金がかかつてしまふ。それを米國の三大石油会社と日本の石油会社が契約した量というものを是非次の委員会に結構です。昭和二十四年度に仕入れる日本の石油会社の契約量、それを是非御調査を願つて、それから税率を決めなければ、政府は四十億圓要するならば、無限に欲しいというならば別でございせんが、四十億を予算の中に入れておつたとしたならば、上げなくても、四十億を突破しますから、主張しておるのではありませんか。それは確乎たる証拠を持つておりますので、御調査を十分承りたいと。かように私は思つております。よろしくお願ひします。

○政府委員(山本第一郎君) 先刻御説明申し上げましたように、昨会計年度における三十一萬九千キロリットルに對しまして本年度計画が四十一萬八千キロリットル、そのうち多少見積り不確定な点もございまして、安本と打合せまして三十六萬キロリットルと多く見込んで置けば確實であらうというので三十六萬キロリットル見込んでおるわけでありまして、それで一應今の話

は取調べて見ますが、一つの会社で余計輸入した、契約をしたという事はございまして、全体の輸入計画は關係國との打合せに基いて大體枠が決つておるのではないかと存するわけでございます。

○小川友三君 そこでそこらからがつて來ましたから申し上げます。政府は三十六萬キロリットルで約四十億の税収を算するんだ、それ以上入つた場合は税金は要らないのだという解釈になりますか。今年は……

○政府委員(山本第一郎君) 私共はいたしましては、三十六萬キロリットルの見積りは大體適正な見積りだと思つてそれで四十億の税収を見込んでおるわけでありまして、この見込みが狂ひまして、もつと余計に集るといふ場合にはそれは自然増収に相成るわけでありまして、

○小川友三君 自然増収ですね。それからあなたのさつきのお言葉の中に、輸入計画が三十六萬キロリットルから四十一萬八千キロリットルまでしかないかのごとき感とある御答弁がありました。この輸入計画が御承知の通り日本石油にも丸善石油にも昭和石油にも外資が盛んに導入されております。殆んど外資の導入によりまして、大きな力がいわゆるアメリカ側につくのであります。原油の輸入、及びできた製品の精油の輸入ということが行れると思つて、それを大蔵省はそんなに輸入しちやいけなないという止める力がありますか。ちよつとそれをお伺ひします。

○政府委員(山本第一郎君) ちよつと分りかねましたのですが、止める力とおつしやいますのは外資の導入を……

万九千キロリットルであつたのでござ

をなすつたかどうか、それにつきまし

が、それは多分私が先程申し上げまし

わけであります。それで一應今のお話

おつしやいますのは外資の導入を...

○小川友三君 外資の導入と原油、精

油を輸入するのをそれを禁止する力が

あります。四十一万八千キロリット

ル、或いはそれ以上は困ると言つて禁

止する力がありますか。

○政府委員(山本第一郎君) 石油や揮

発油が全計に入りますことは、我が國

といたしましては非常に望ましいこと

でありますので、むしろ全計に入るこ

とを期待しなければならぬと思つて

ですが、アメリカとの間の資金の關係

その他によつてその輸入量は抑えら

るのではないかと思つてございま

す。

○小川友三君 そうすると、輸入量を

抑えられるというのは限度がどのぐら

いに決つておりますか、オレケーがあ

る範囲内でおつしやつて下さい。オレ

ケーがあつたか、それ以上輸入しちや

いけないというサセツションがあるな

らあるように御答弁願ひたいのです。

○政府委員(山本第一郎君) 經濟安定

本部と關係官廳との打合せによりまし

て、配給計画として載つておるのが先

程お話上げた数字であります。

○小川友三君 それ以上輸入しちやい

けないという條件が附いております

か。

○政府委員(山本第一郎君) 私、詳し

いことは分りかねますが、條件はない

と思ひますが、只今のところそれだけ

しか計画には載つてないということ

であらうと思ひます。

○小川友三君 これはよく御調査を賜

つて、又次の委員会に御答弁を願ひた

いと思ひますが、もつと政府の予想以

上のガソリンが入つて来る筈であり

ます。そうすると、この税収において大

きな喰ひ違ひが起きますので、どう

か

アメリカの三大石油会社と日本の会社

との契約條件、本年度の契約につきま

して、御調査を賜りまして、それから

一つこの税金を決めた方が正しいと思

うのでありますが、どうか一つ、資料

を委員長さんお取寄せ頂きたいので

すが、願ひませんか。

○委員(櫻内辰郎君) それじやお願

ひいたします。外に御質疑はございま

せんか。

○油井賢太郎君 この揮発油には、工

業用に使用する場合に、免税する

いうような規定が載つていないよう

であります。それは全然考慮しなかつ

たのでありますか。

○政府委員(山本第一郎君) 工業用の

揮発油の免税問題は確かにこれは問題

でございまして、工業用の揮発油と

自動車用の揮発油との間に、特別に

の面然とした区別があるわけではあり

ませんので、自動車用として工業用の

揮発油を利用することもできるわけ

でございまして、それから全体の量から見

ますと、工業用の揮発油は、全体の約

一〇〇程度でございまして、それから課

税技術上の面から申しますと、工業用

になるかならないかというところは、最

後の販賣段階に参りませんと分らない

のでございまして、今度は保税地域か

ら引取るとき、又は製造場から引取る

ときに課税するということになつてお

りますので、技術的には最終段階まで

行かないと分らないということになり

ますと、ずつと未納税の手續きを最後

まで持つて行くという問題になるので

あります。ところが僅か一〇〇だけ

の工業用のものを、最後の段階におい

て免税取扱ひをするために、全体の

のを全部未納税で小賣まで持つて行く

で。

○委員(櫻内辰郎君) 速記を止め

て。

には、實際問題としてできかねますの

で、実はそういうことをしたくないと

いうのがこの理由でございまして、併

しながら工業用の揮発油に課税し

たその理由よりも、工業用の揮発油に

課税した場合に、どういふ影響がある

かということにむしろ重点を置いて考

えなければならぬ問題だと思ひます。

少し第二の理由を先に申上げた儘いが

ありますが、そこをどういふと影響を

調べて見ましたのでございまして、コ

ストに対する影響を、例えば自動車タ

イヤの場合には、これに課税をいたし

まして、〇・二〇程度の影響に止ま

るのであります。それからチューブの

場合〇・四〇、ゴム引布の場合三・

八〇、船底塗料のような場合には一・

四〇、それから地盤用ポイル油とい

う類において少し多い、一割五分乃至二

割の影響がございまして、と申しますの

は、工業用の揮発油は大体優秀な品物

でございまして、今度のいわゆる普通

の自動車用の揮発油に十割を課税する

という場合に、工業用につきまして

は、その割合は十割になりませんで、

三割乃至七割になるわけでありませ

ず。その三割乃至七割の油の値上り分が、

全体のタイヤならタイヤのコストの中

に影響して来るわけでありませす。その

影響が、只今申しました程度の問題に

止まるように思ひますので、一律に課

税いたしましたし、技術的には必ず

しいのでございまして、実質的に大し

て影響がないという見地から工業用の

揮発油について免税はいたさなかつた

次第であります。

○委員(櫻内辰郎君) 速記を止め

て。

午後二時三十五分速記中止

午後三時十六分速記開始

○委員(櫻内辰郎君) 速記を始め

て。本日はこれにて散会いたします。

午後三時十七分散会

出席者は左の通り。

委員

櫻内 辰郎君

波多野 鼎君

黒田 英雄君

伊藤 保平君

九鬼紋十郎君

木内 四郎君

油井賢太郎君

小宮山常吉君

川上 嘉君

米倉 龍也君

小川 友三君

政府委員

大藏事務次官 田口政五郎君

大藏事務官 山本第一郎君

(主税局課税 第二課長)

大藏事務官(管 内藤 敏男君

理局財務部長)

四月二十三日本委員会に左の事件を付

託された。

一、國立病院特別会計法案(予備審

査のための付託は四月十四日)

一、政府に対する不正手段による支

拂請求の防止等に関する法律の一

部を改正する法律案(予備審査の

ための付託は四月二十一日)

四月二十三日予備審査のため、本委員

会に左の事件を付託された。

國會議員特別会計法案

國會議員特別会計法

國會は、國會議員特別会計法(昭

和二十三年法律第五十九号)の全

部を改正するこの法律を制定する。

(設置)

第一條 裁判法(昭和二十三年法律

第五十八号。以下「法」といふ。

による國會議員に関する歳入歳出

を一般會計と区分して経理するた

め、特別會計を設置する。

(管理)

第二條 この會計は、農林大臣が、

法令の定めるところに従ひ、管理

する。

(勘定)

第三條 この會計は、投票券勘定と

業務勘定とに区分する。

(投票券勘定の歳入及び歳出)

第四條 投票券勘定においては、法

第五條の規定による勝馬投票券の

發賣による收入金、勝馬投票券の

發賣に伴う過誤受入金(以下「過

誤受入金」といふ。及び預金利息

その他の附屬雜收入をもつてその

歳入とし、法第八條及び第九條の

規定による拂戻金(以下「投票券

拂戻金」といふ。法第十二條第

二項及び第四項の規定による返還

金(以下「返還金」といふ。勝馬

投票券の發賣による收入金の收納

又は投票券拂戻金若しくは返還金

の支拂に伴う事故により不足した

現金の補てん金(以下「補てん金

」といふ。過誤受入金の拂戻金、

第十四條第二項の規定による一時

借入金(以下「借入金」といふ。一

時借入金)の利子並びに業務勘定へ

の繰入金をもつてその歳出とする。

(業務勘定への繰入金)

第七部 大藏委員会會議録第十八号 昭和二十四年四月二十五日(參議院)

五

第五條 前條に規定する業務勘定への繰入金の額は、毎會計年度における投票券勘定の歳入の收納済額から当該勘定の投票券拂戻金、返還金、補てん金、過剰受入金の拂戻金及び一時借入金の利子の支出済額並びにこれらの経費の支出未済額を控除した金額に相当する金額と、この勘定の支出未済額であつて毎會計年度において時効完成又は除斥期間の経過により支出義務の消滅したものに相当する金額との合計金額とする。

2 前項の繰入金の繰入は、当該年度において、各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内に、すみやかに行わなければならない。但し、前項に規定する支出義務の消滅した支出未済額に係る繰入については、年度末において一括行ふものとする。

3 前項の場合において繰入に関する投票券勘定の歳出予算額が当該繰入額に対して不足するときは、その不足額は、翌年度において繰り入れるものとする。

(業務勘定の歳入及び歳出)

第六條 業務勘定においては、投票券勘定からの繰入金、法第四條第一項の規定による入場料、法第十七條の規定による登録料及び免許手数料、競馬用施設の貸付料、競馬に関する刊行物の發賣による収入金、競馬用の医療施設から生ずる収入金、法第十八條第一項の規定による特別登録料、積立金から生ずる収入金、第十一條第四項の規定による積立金からの繰入金並びに預金利子その他附属雑収入を

もつてその歳入とし、一般會計への繰入金、事務取扱費、競馬開催諸費、競馬用施設の拡張、改良、維持及び補修費、競馬を行うに必要な物件の借入料、法第四條第二項の規定による入場税等交付金、競馬用の医療施設費、競馬用馬匹の購入及び飼育費、競馬に関する調査、研究及び普及費、第十四條第二項の規定による一時借入金の利子並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 地方競馬の監督に要する経費は、この會計の所屬とし、業務勘定の歳出とする。

(一般會計への繰入金)

第七條 前條第一項に規定する一般會計への繰入金の額は、毎會計年度における業務勘定の同項に規定する歳入のうち、特別登録料及び積立金からの繰入金以外の歳入の收納済額から当該勘定の同條第一項及び第二項に規定する歳出のうち、事務取扱費、競馬開催諸費(法第十八條第二項の賞金を除く)、施設の拡張、改良、維持及び補修費、物件の借入料、入場税等交付金、医療施設費、馬匹の購入及び飼育費、調査、研究及び普及費、一時借入金の利子、地方競馬の監督に要する経費並びに附属諸費の歳出の支出済額及びそれらの歳出の支出未済額を控除した金額とする。

2 第五條第三項の規定は、第六條第一項の一般會計への繰入金の繰入について準用する。この場合において「投票券勘定」とあるのは

「業務勘定」と読み替へるものとする。

(歳入歳出予算の区分)

第八條 この會計の歳入歳出予算は、投票券及び業務の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行爲要求書

二 前前年度末における積立金の明細表

三 國庫債務負担行爲で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込並びに当該年度以降の支出予算額

(支拂元受高の繰替使用)

第十條 農林大臣は、投票券勘定に属する投票券拂戻金、返還金及び過剰受入金の拂戻金の現金支拂をさせる場合において必要があると認めるときは、当該勘定の支拂元受高(歳入の收納済額、一時借入金の受入額及び國庫余剰金の繰替額の現在額をいう)のうちから必要な資金を当該官吏に交付して、繰り替へ使用させることができる。

2 前項の規定により交付を受けた資金は、その交付を受けた日から六十日以内に戻入しなければならない。

(剰余金等の処理)

第十一條 投票券勘定において、毎會計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 業務勘定において、毎會計年度における歳入の收納済額から歳出の支出済額及び当該年度における特別登録料の使用残額(当該年度において使用したものがないときは、その金額)の合計額を控除して剰余があるときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項の場合において、同項に規定する特別登録料の使用残額に相当する金額は、積立金として積み立てるものとする。

4 前項の規定による積立金は、予算の定めるところにより法第十八條第二項の規定による賞金に使用されるものとする。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成)

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出決算計算書

二 当該年度の積立金の明細表(準用規定)

第十三條 附設審判部特別會計法(昭和二十二年法律第四十七号)第八條の規定は、この會計の一時借入金の利子の繰入について、同法第十條及び第十五條の規定は、大

この會計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この會計の支拂業務の生じた歳出金の繰越について、準用する。この場合において、同法第八條中「この會計の負担」とあるのは「この會計の投票券勘定又は業務勘定の負担」と、同法第十七條中「当該年度内に」とあるのは「当該年度の出納の完結までに」と読み替へるものとする。

(余剰金の預入並びに一時借入金及び繰替金)

第十四條 各勘定において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2 各勘定において支拂上現金に不足があるときは、当該勘定の負担で一時借入金をし、又は國庫余剰金を繰り替へ使用することができる。

3 前項の規定による一時借入金には、投票券勘定にあつては当該年度内において借り入れた日から六十日以内に、業務勘定にあつては当該年度内に、國庫余剰金の繰替金は、投票券勘定にあつては繰り替へ使用した日から二十日以内に、業務勘定にあつては投票券勘定からの繰入金の繰入のあつた後直ちに、償還しなければならない。

(一時借入金の借入及び償還の事務)

第十五條 前條第二項の規定による一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(積立金の運用)

第十六條 この會計の積立金は、大

びに預金利息その他附属雑収入を

において「投票券勘定」とあるのは

六十日以内に戻入しなければなら

法第十條及び第十五條の規定は、

第十六條 この会計の積立金は、太

蔵省預金部に預け入れて運用する
ことができる。

(収入金及び拂戻金の整理に關す
る事務等の委託)

第十七條 政府は、勝馬投票券の發
賣による収入金及び拂戻金の整理
に關する事務の一部並びに当該收
入金の拂込及び第十條第一項の規
定による資金の現金輸送をその指
定する銀行(日本銀行を除く。)に
委託して取り扱わせることができ
る。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための
手続その他その執行について必要
な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十四年度から適用す
る。

2 従來の國營競馬の事業に關する
權利義務は、この会計の投票券勘
定の所屬とする。

3 現に國營競馬の事業の用に供し
ている財産で一般会計所屬のもの
は、無償でこの会計の所屬に移す
ことができる。

4 國營競馬特別会計の昭和二十三
年度の歳出予算で繰越を要するも
のは、この会計の投票券勘定に繰
り越して使用することができる。

5 昭和二十三年度の一般会計への
繰入金については、なお、従前の
例による。

6 昭和二十三年度の決算に關して
は、なお、従前の例による。

昭和二十四年五月十六日印刷

昭和二十四年五月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局